

第3期障がい福祉計画の概要

自立支援協議会資料
平成24年1月20日
三条市福祉保健部福祉課

1 第3期障がい福祉計画策定の趣旨及び計画期間

1. 計画策定の趣旨

本計画は、障害者自立支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障がい福祉 サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画及びそれに関する見込、実施に関する事項を定めるものです。

第3期計画の策定に当たっては、国の基本指針に基づき、第2期計画を基本として、今後取り組むべきポイントを盛り込み策定します。

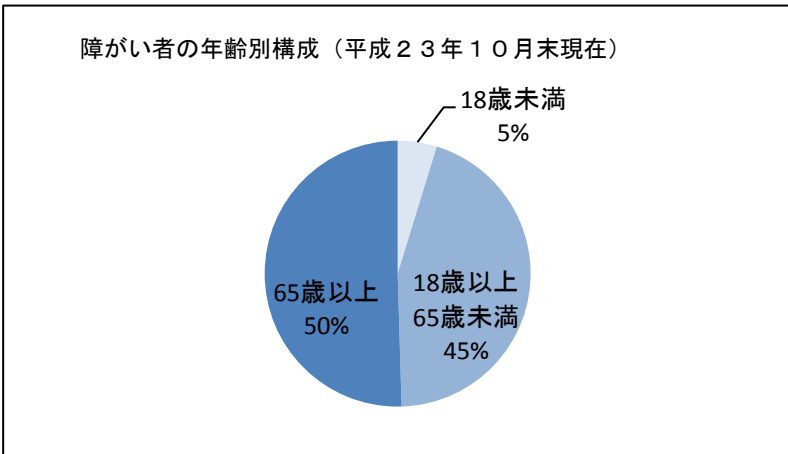
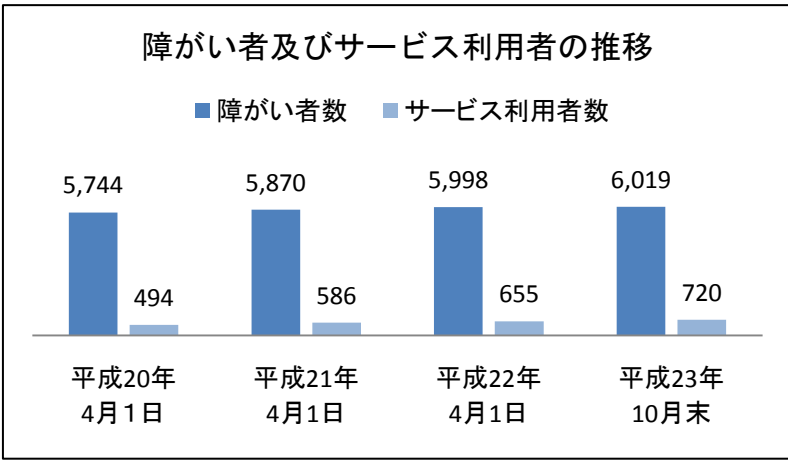
2. 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

2 第3期障がい福祉計画策定にあたっての背景

<本市の状況>

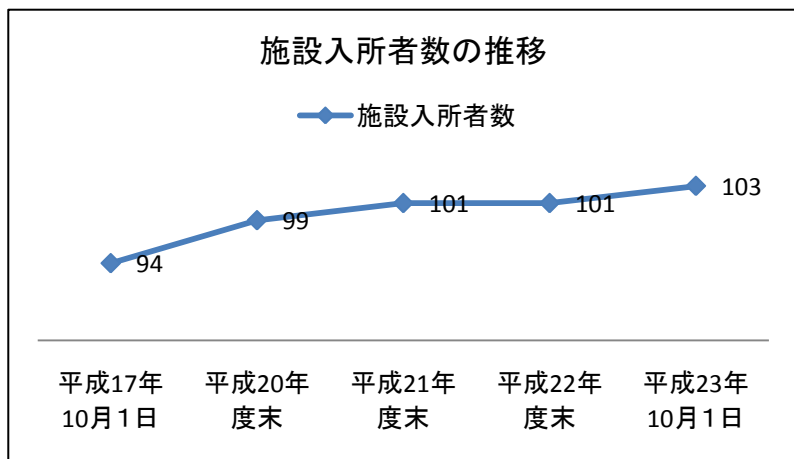
1 障がい者及び障がい福祉サービス利用者が増加傾向



- 障がい者数は、手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の総計。
- サービス利用者数は、サービス単位の延利用者数を積み上げた数値の月平均。
- 平成20年度と比較して、平成23年度のサービス利用者は46%増加している。
- 相談支援事業が浸透してきたことで、サービス利用につながり、増加したものと推測され、今後も増加が見込まれる。

- 障がい者の50%を65歳以上が占めており、障がい者も高齢化が進んでいる。
- 障がい者と共に介護者も高齢化し、単身又は高齢者と障がい者のみで構成される世帯が増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。（災害時要援護者名簿登載者及び緊急告知FMラジオ配布状況から推測。）

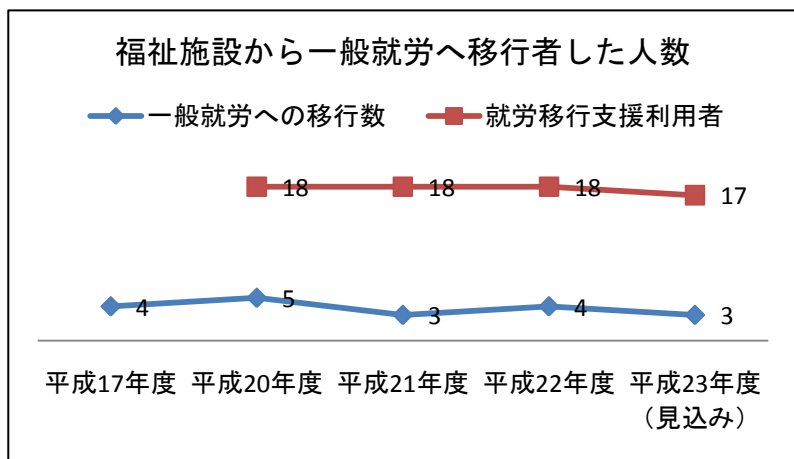
2 施設入所のニーズが変わらず高い



■平成17年から現在まで、累計で10人がグループホーム・ケアホームなどを利用して地域移行していますが、待機者等の新たな入所があり、結果的に施設入所者は増加している。今後もニーズは微増すると見込まれる。

■現時点の三条市の施設入所待機者は、12人。

3 障がい者の一般就労移行者が少ない



■一般就労に向け、就労移行支援事業を利用しても、特に知的障がい者が雇用結びつかず、移行が進んでいない。(横ばいの状況)

■平成23年6月現在の障がい者雇用率

・三条内 1.62%

・新潟県 1.54%

・国 1.65%

(法定雇用率: 1.80%)

3 第3期障がい福祉計画策定に係る課題と重点取組事項

<本市の課題>

【高齢化】
・障がい者、介護者の高齢化で、今後単身世帯などの増加が見込まれる中、その支援体制の構築が求められている。
・施設入所者の高齢化に伴い、医療的行為が必要になるなど、施設での対応が困難になってきている。

【障がい福祉サービスの提供体制】
・身体障がい者を受け入れられるようなバリアフリー化に対応した施設や専門知識のある人材が必要となってきた。
・福祉的就労で得られる作業工賃について、障がい者がより経済的に自立するためには、その水準を更に引き上げていく必要がある。

【市民・企業等の障がいに対する認識】
・地域で障がい者を受け入れるという更なる理解促進が求められる。
・企業の障がい者雇用が進んでいない。

【障がい者とその家族等の意識等】
・障がい者・保護者に対する地域移行に向けた情報提供や相談支援体制の整備が求められる。
・保護者の高齢化、あるいは介護・養育力が低下した場合などにおいて、家族を含めて支援を必要とするケースが増えてきている。

解消に向けて

<重点取組事項>

■高齢化等に対応したサービス提供の体制づくり（高齢になったら心配）

- ・自立支援協議会を中心として、障がい者・介護する家族等の高齢化や介護・養育力の低下に対応した支援の在り方について、新法制定を踏まえ、関係法人・機関の協調連携を図りながら、具体的な対応策及び体制づくりを構築し、方向性を見出していく。

■効率的なサービス提供体制の促進（自分にあったサービスが欲しい）

- ・障がい者拠点施設が開設されることを機に、相談支援の一元化をはじめ、法人同士が連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を図る。
- ・必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制の構築に取り組む。

■自立の促進（仕事に対するやりがい、満足感を得たい）

- ・施設での作業・生活訓練を通して、より達成感・充実感を得られるよう、工賃アップを目指した取組などを支援するとともに、障がい者の一般就労を促進するため、関係機関と連携し、企業に対する障がい者雇用に関する啓発活動を促進する。

■地域の理解と地域社会への参加の促進（地域の人と心を通わせたい）

- ・障がい者に対する地域の理解を更に促進するとともに、障がい者自身が積極的に社会参加できるような動機付けと交流活動の場づくりなどの環境整備の促進を図る。

4 計画の体系

<基本理念>

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

実施主体の統一と三障がいにかかる制度の一元化

地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

【平成26年度における数値目標の設定】

- ①福祉施設入所者の地域生活への移行
- ②福祉施設から一般就労への移行
- ③就労移行支援事業の利用者数の割合
- ④就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

【サービス見込量の設定】

- ・障がい福祉サービス
- ・地域生活支援事業

◎障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、上記の数値を障がい福祉計画において設定する。

※第3期計画では、第1期計画及び第2期計画の考え方を踏襲することが、国から示されている。

◆国の指針によって定められている部分

<基本目標>

(1)ニーズに応じたサービス提供体制の整備を進める

(2)施設入所・入院からの地域生活への移行を推進する

(3)福祉的就労から一般就労への移行を推進する

(4)相談支援体制を充実・強化する

(5)自立生活と社会参加のための活動を促進する

◆基本理念を基に、三条市が独自に設定している部分(基本的に、第1期計画・第2期計画の考え方を踏襲)

5 平成26年度の数値目標の考え方について

①:施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】
 第1期計画時点の施設入所者数を「目標基準値」として
 (1)平成26年度末までに**30%以上**を地域移行させる
 (2)平成26年度末までに**10%以上**施設入所者数を削減する

【三条市の目標基準値】
 第1期計画時点の施設入所者数:94人

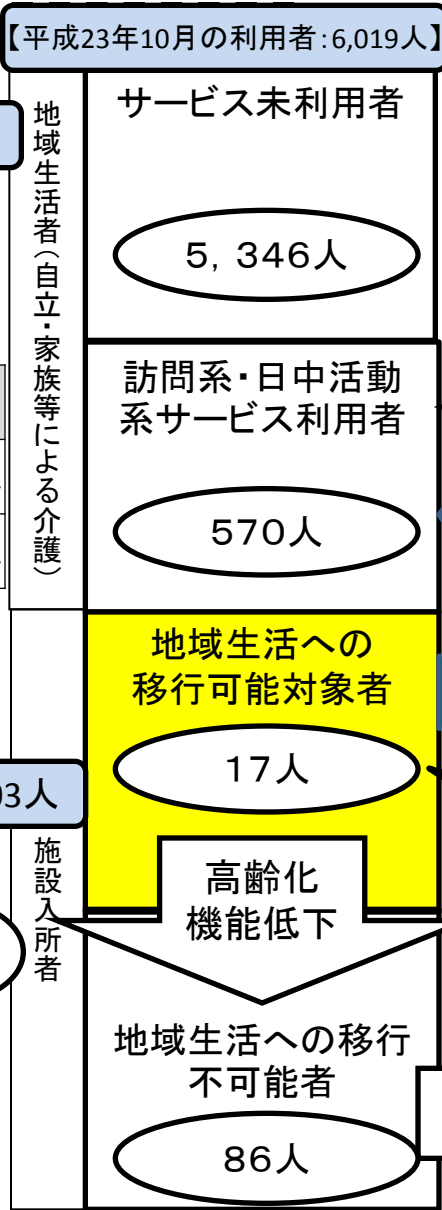
(2)の数値目標 国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	削減人数		目標入所者数
		削減人数	削減割合	
国	94人	10人	10%	84人
三条市		1人		

(1)の数値目標 国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	94人	29人	31%
三条市		20人	21%

平成23年10月現在の施設入所者は103人。第3期計画期間中に10人を削減し、平成26年度末に93人とする



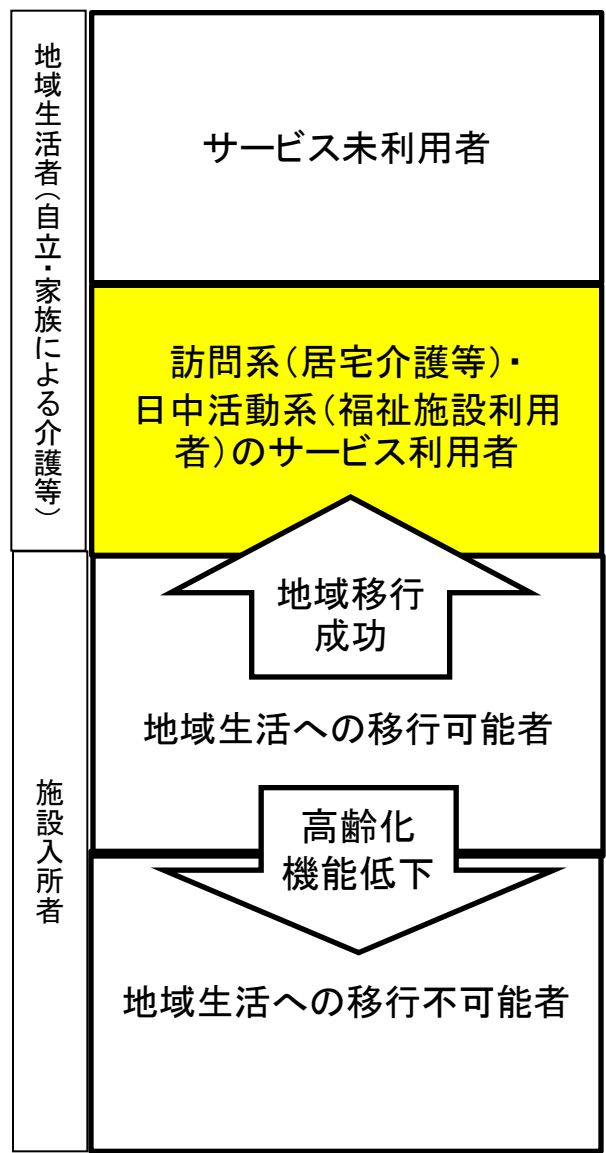
第2期までに10人が移行しており、第3期の平成26年度末までの移行者数を延べ10人とする

実は、施設入所者の中でも地域移行が可能なのは一部だけである!!
 三条市では、65歳未満で、かつ、障がい程度区分3以下(施設入所は原則4以上)を移行可能対象者とした。



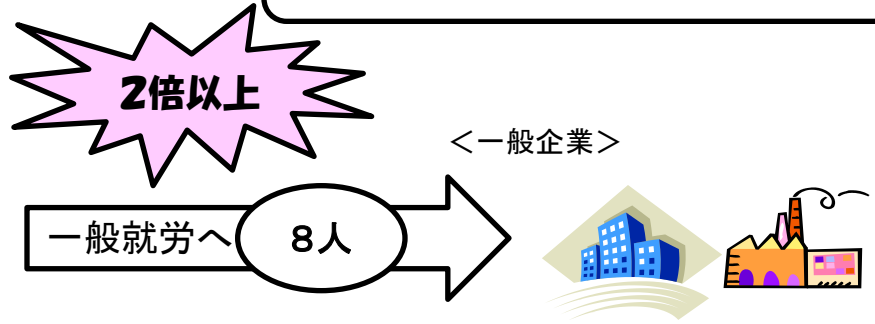
高齢化・機能低下
 既存施設での対応不可

②: 福祉施設から一般就労への移行



【国の指針】
 第1期計画時点の一般就労移行実績を「目標基準値」として、平成26年度の福祉施設からの一般就労移行者数を「目標基準値」の **4倍以上**とする

【三条市の目標基準値】
 第1期計画時点の福祉施設からの一般就労実績: 4人



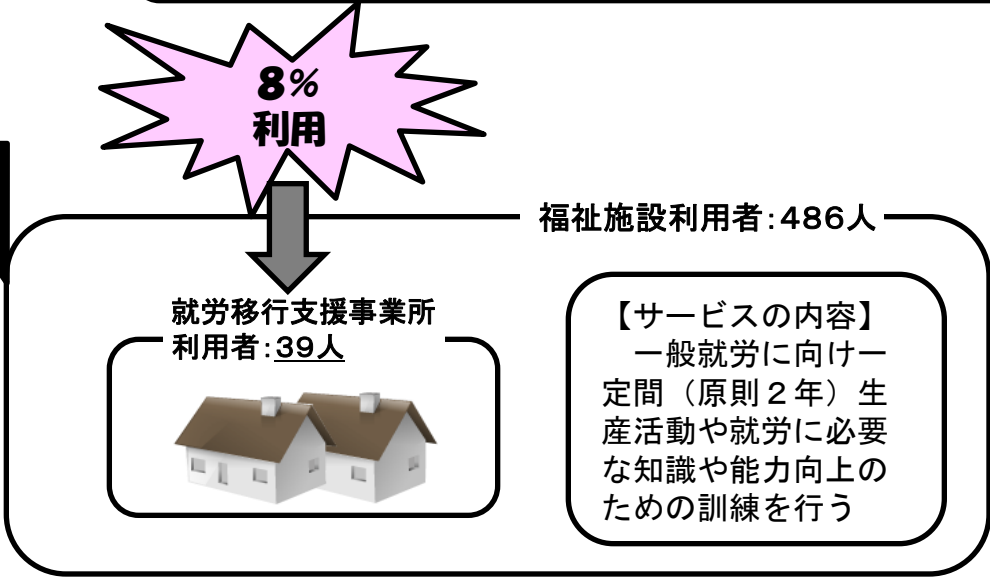
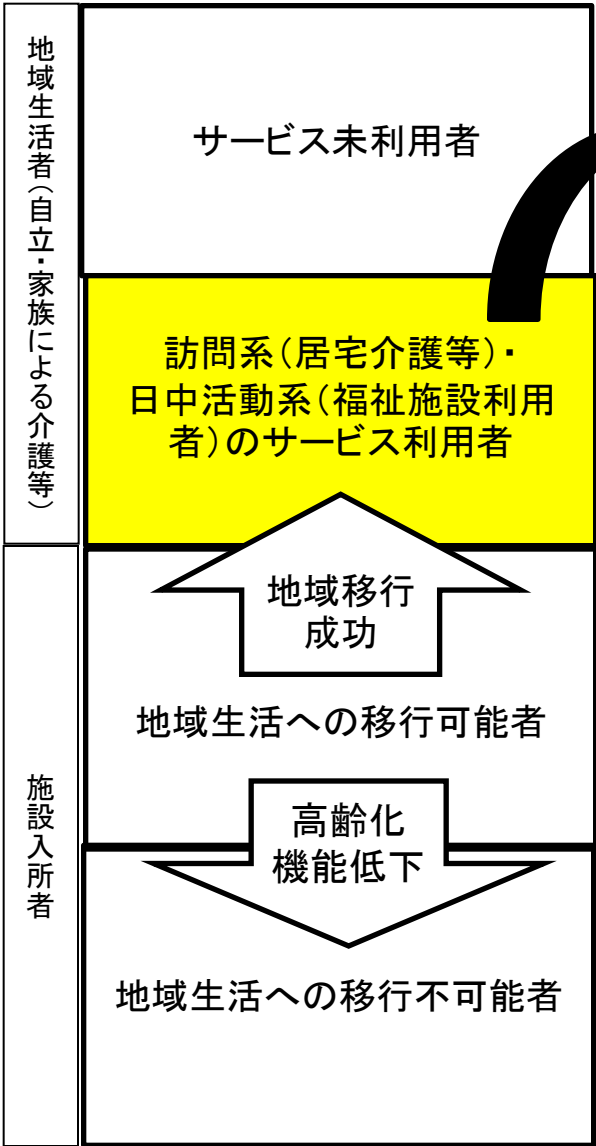
◎数値目標
 国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	4人	16人	4倍
三条市		8人	2倍

第2期までの実績から、第3期の平成26年度の一般移行者数は8人とする

③: 就労移行支援事業の利用者数の割合

【国の指針】
 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、20%の者が就労移行支援事業を利用する。



◎数値目標 国の指針及び三条市の目標値

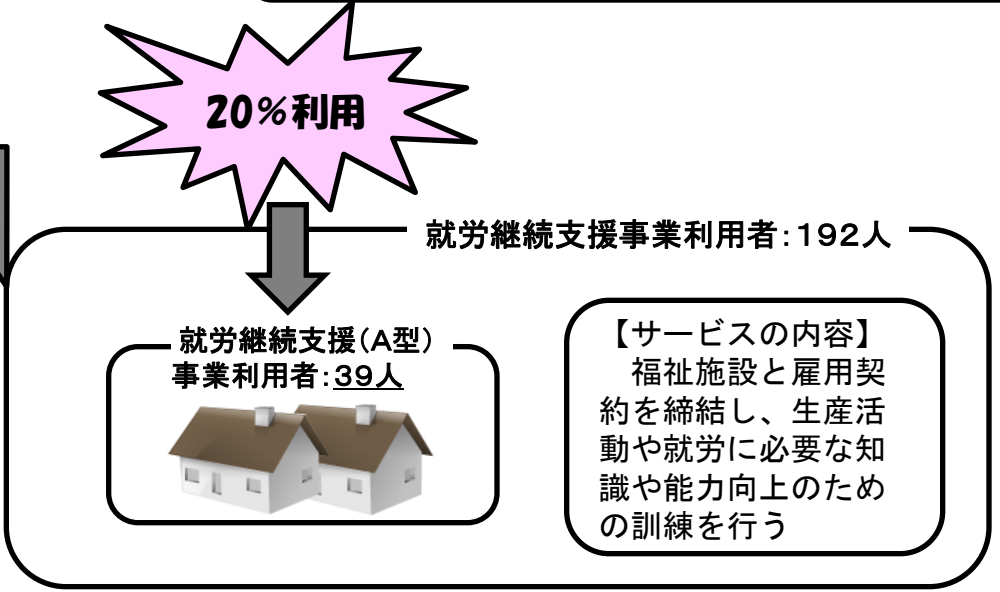
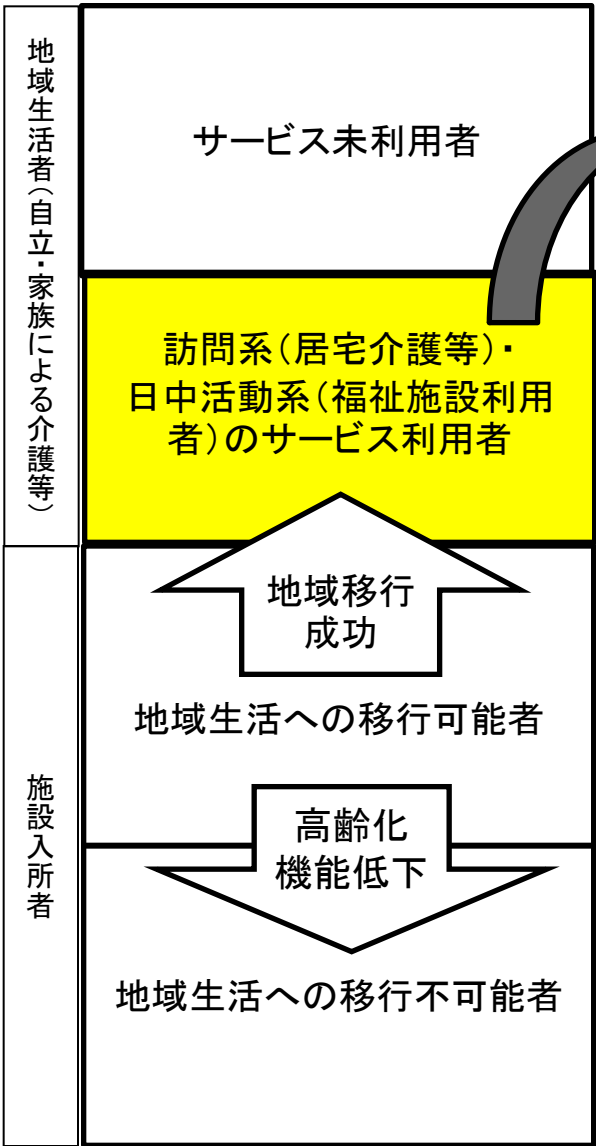
項目	①福祉施設利用者数	①のうち就労移行支援事業利用者数	目標値
国			20%
三条市	486人	39人	8%

平成23年10月現在の割合は5%。
 平成26年度末時点の利用者の割合を8%とする。

※今後見込量の再調整で変動あり

④: 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

【国の指針】
 平成26年度末における就労継続支援の利用者のうち、30%の者が就労継続支援A型を利用する。



数値目標 国の指針及び三条市の目標値

項目	①就労継続支援事業利用者数	①のうち就労継続支援A型事業利用者数	目標値
国			30%
三条市	192人	39人	20%

平成23年10月現在の割合は10%。
 平成26年度末時点の利用者の割合を20%とする。

※今後見込量の再調整で変動あり

6 基本目標及び施策の展開

※下線の部分は、第3期で新たに追加又は内容を見直したもの

(1) ニーズに応じたサービス提供体制の整備を進める

- ・ 自立支援協議会を中心として、障がい者・介護する家族等の高齢化に対応した支援の在り方について、新法制定を踏まえ、具体的な対応策及び体制づくりを早急に構築すると共に、法人、関係機関と連携を図っていく。
- ・ 障がい者拠点施設が開設することを機に、相談支援の一元化をはじめ、他の法人と連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を図る。
- ・ 障がい拠点施設での新たなサービス提供により既存の日中活動系サービス提供体制の更なる充実を図る。
- ・ 地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援事業等）のサービス提供事業者の充実を図る。
- ・ 訪問系サービス提供事業者の新たな参入を促進する。

(2) 施設入所・入院から地域生活への移行を推進する

- ・ 地域における居住の場（グループ、ケアホーム）の設置を促進する。
- ・ 訪問系サービスや日中活動系サービス提供事業者の充実を図る。

(3) 福祉的就労から一般就労への移行を推進する

- ・ ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携した障がい者雇用に対する啓発活動を促進する。
- ・ 一般就労を継続できるように、障がい者就業・生活支援センターが行うジョブコーチの利用を促進する。

(4) 相談支援体制を充実・強化する

- ・ 障がい者自身やその保護者等に、必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制を構築する。
- ・ 法改正に伴い指定相談支援事業所が行う計画相談・地域移行・地域定着支援を着実に推進する。
- ・ 基幹相談支援センター設置に向けて、関係法人と協議する。

(5) 自立生活と社会参加のための活動を促進する

- ・ 障がい福祉サービス事業所等の、作業工賃のアップを図るための研究、開発への取組を支援する。
- ・ 障がい者自身の社会貢献やまちづくりに対する意識の醸成を図る活動を支援する。
- ・ 法人・関係機関が連携し、障がい者への理解を得るための啓発活動を促進する。

7 計画期間の障がい福祉サービスの見込量

「障がい福祉サービス見込量」

国の基本指針に基づき、本市の実績と特別支援学校卒業後の進路及び相談支援から見えたニーズなどを勘案し、平成24年度から平成26年度までのサービス見込量を単年度ごとに設定。

8 今後のスケジュール

- ・1月20日 三条市地域自立支援協議会で意見聴取
- ・2月上旬 障がい福祉計画策定に係る県への意見聴取
- ・2月 6～20日 パブリックコメントの募集
- ・3月中旬(予定) 第3期障がい福祉計画 策定